

## 別紙 2

### ○ 要項 35 ページ 4 町が必要と認める事業の実施

「町民に対して特別に実施する事業や大学との連携事業等の内容を引き継ぎ、町民の健康増進の推進を図ること。」としています。

#### (1)健康増進に関する事業

- ・ 町健康推進課「まちの運動クラブ」で参加者は半期ごとに各 20 名
- ・ 健康増進目的で町民体育館内施設内のプール・お風呂の使用が無料、施設を利用して運動指導者からアドバイスを受ける
- ・ 指定管理者と町健康推進課の契約 受託費 半期ごとに 30 万円づつ

#### (2)介護予防に関する事業

- ・ 町福祉保健課「転ばぬ先のげんき塾」へ講師派遣等の受託契約事業
- ・ 年 8 回 内 6 回は講師 3 名くらい体育館内、2 回は講師出張
- ・ 体力測定 ストレッチ 歩き方教室 ダンス 他の教室 毎回定員 20 名
- ・ 指定管理者と町福祉保健課の契約 受託費 年 25 万円

#### (3)地元大学との連携で実施している事業 年 6 回～8 回くらい

- ・ 近年の実績は「スポーツが好きになる子どもになろう」「英語で遊ぼう」
- ・ 参加者 子ども または 親子で毎回定員 20 名
- ・ 講師の派遣 12000 円/回 旅費往復 500 円 で 指定管理者と大学が契約

#### (4)町内教育機関等との連携で実施している事業

- ・ 町内 3 小学校への無料プール水泳指導を各校 1 回、出前講師派遣 各校 1 回
- ・ 町内小学校の希望校へ施設を利用して運動指導者からアドバイス
- ・ 町内中学校への運動施設の開放
- ・ 町内中学校運動クラブへの運動場などの使用料の減免 年 5 万円

#### (5)その他町民向けの事業

- ・ 町内の婦人団体(榎井婦人会)への講師派遣 毎月隔週の講師派遣 3000 円/回  
ストレッチ 血圧測定 歩きなどの健康教室

### ○ 要項 36 ページ 5 スポーツ振興事業の実施

「現在、公園ではスポーツ振興事業を実施していません。今後は指定管理者においてスポーツ教室などのスポーツ振興事業の実施を検討してください。」と記載しています。

具体的にはヴィスポの会員だけでなく中讃地域などの小・中・高校生や町民を対象にして、町民体育館内で各種の室内スポーツの教室を開いたり、室外の多目的広場においてスポーツの教室を開くなどが考えられます。また、講師についても県内の地域密着型のプロスポーツであるバスケットや野球、サッカーなどのチームに選手等を派遣してもらい、スポーツ教室などを実施するということがあると思います。